

国民年金・厚生年金保険の脱退一時金

外国人技能実習生のように日本に短期間在留する外国人は、国民年金や厚生年金保険の保険料が将来の老齢給付に結びつきません。しかし、重傷を負い障害等級に該当する障害が残った場合には、障害年金が、不幸にも死亡した場合には、遺族に対し遺族年金が支給されます。

なお、在留期間の短い外国人に対しては、帰国した場合に、脱退一時金を支給されます。

国民年金の脱退一時金の支給要件

国民年金の脱退一時金が請求できるのは、国民年金の被保険者期間（第1号被保険者期間）に係る次の月数を合算した月数が6ヵ月以上ある場合です。

- ① 保険料納付済期間の月数
- ② 保険料4分の1免除期間の月数×4分の3
- ③ 保険料半額免除期間の月数×2分の1
- ④ 保険料4分の3免除期間の月数×4分の1

脱退一時金と所得税

厚生年金保険の脱退一時金は、支給の際に20%の所得税が源泉徴収されます。（国民年金の脱退一時金には所得税は源泉徴収されません。）ただし、税の還付を受けることができる場合がありますので、所轄の税務署で確認してください。

脱退一時金の請求ができない場合

次のいずれかに該当するときは、脱退一時金の請求はできません。（国民年金・厚生年金保険とも）

- ① 日本国内に住所を有しているとき
- ② 障害基礎年金・障害厚生年金、その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき
- ③ 最後に国民年金又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から起算して2年を経過しているとき
- ④ 国民年金法または厚生年金保険法による年金給付に相当する外国の法令の適用を受ける方または受けたことがある方

脱退一時金の額

国民年金の脱退一時金		厚生年金の脱退一時金	
国民年金から支給される脱退一時金の受給額を計算する場合は、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者期間のうち最後に納付された月を「基準月」とし、受給額が決まります。計算の基礎となる、上の①～④の月数を合計した月数に応じて受給額が決まります。		厚生年金保険から支給される脱退一時金の受給額を計算する場合は、最後の厚生年金保険の被保険者期間を喪失した日の属する月の前月を「最終月」とし、この最終月が支給率を計算する基準になります。	
		●受給金額の計算式 被保険者期間の平均標準報酬月額×支給率 (例)平成29年9月から平成30年8月が最終月の場合	
対象月数	基準月（最終納付月） H30年4月～H31年3月	納付済期間	支給率
6月以上12月末満	49,020円	6月以上12月末満	0.5
12月以上18月末満	98,040円	12月以上18月末満	1.1
18月以上24月末満	147,060円	18月以上24月末満	1.6
24月以上30月末満	196,080円	24月以上30月末満	2.2
30月以上36月末満	245,100円	30月以上36月末満	2.7
36月以上	294,120円	36月以上	3.3

請求手続

脱退一時金の請求は、技能実習生等が帰国後に請求することになっていますので、帰国前に必要な書類を準備しておくことが必要です。手続は、技能実習生等が出国後2年以内に「脱退一時金裁定請求書」に必要な書類を添付して、日本年金機構本部（〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24）宛てに郵送します。

- 請求書に添える書類・・・①年金手帳、②パスポート（旅券）の写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）、③「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けるか、銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号および自身の名義が確認できる書類

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏
〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305 TEL042-316-6420